2　金融機関は、中小企業者から特定認証紛争解決手続（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二条第二十六項に規定する特定認証紛争解決手続をいう。以下この項において同じ。）の実施の依頼を受けた特定認証紛争解決事業者（同条第二十五項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。）より当該特定認証紛争解決手続の実施を依頼するか否かの確認があった場合には、当該中小企業者の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、できる限り、当該特定認証紛争解決手続の実施の依頼をするよう努めるものとする。

3　金融機関は、中小企業者であって株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十六条第一項に規定する対象事業者であるもの（以下この項において「対象事業者」という。）に対して有する債権について、株式会社企業再生支援機構から同条第一項の規定により同項に規定する買取申込み等の求めがあった場合には、当該対象事業者の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、できる限り、これに応ずるよう努めるものとする。

4　金融機関は、前三項の場合において、次に掲げる者がいるときは、その者との緊密な連携を図るよう努めるものとする。

一　第一項に規定する申込み、第二項に規定する確認又は前項に規定する求め（次号及び第三号において「申込み等」と総称する。）に係る中小企業者に対して貸付けに係る債権を有する他の金融機関、株式会社日本政策金融公庫その他これらに類する者として主務省令で定めるもの

二　申込み等に係る中小企業者が当該金融機関に対して有する貸付けに係る債務の保証をしている信用保証協会その他これに類する者として主務省令で定めるもの

三　申込み等に係る中小企業者に関する中小企業再生支援業務（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十一条第一項に規定する中小企業再生支援業務をいう。）を行っている認定支援機関（同条第二項に規定する認定支援機関をいう。）

（住宅資金借入者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における対応）

第五条　金融機関は、当該金融機関に対して住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者であって、当該債務の弁済に支障を生じており、又は生ずるおそれがあるものから当該債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合には、当該住宅資金借入者の財産及び収入の状況を勘案しつつ、できる限り、当該貸付けの条件の変更、旧債の借換えその他の当該債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置をとるよう努めるものとする。

2　金融機関は、前項の場合において、同項に規定する申込みをした住宅資金借入者に対して住宅資金の貸付けに係る債権を有する他の金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構その他これらに類する者として主務省令で定めるものがいるときは、その者との緊密な連携を図るよう努めるものとする。

（対応措置の実施に関する方針の策定等）

第六条　金融機関は、前二条の規定に基づく措置を円滑にとることができるよう、主務省令で定めるところにより、当該措置の実施に関する方針の策定、当該措置の状況を適切に把握するための体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

（対応措置等に関する説明書類の縦覧）

第七条　金融機関は、六月を超えない範囲内で主務省令で定める期間ごとに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した説明書類を作成し、当該金融機関の営業所又は事務所（無人の営業所又は事務所その他の主務省令で定める営業所又は事務所を除く。第三項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

一　第四条及び第五条の規定に基づいてとった措置の状況に関する事項として主務省令で定めるもの

二　前条の規定に基づいてとった措置の概要に関する事項として主務省令で定めるもの

三　その他主務省令で定める事項

2　前項に規定する説明書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。次項及び第十七条第一号において同じ。）をもって作成することができる。

3　第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもって作成されているときは、金融機関の営業所又は事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものをいう。第十七条第一号において同じ。）により不特定多数の者が提供を受けることができる状態におく措置として主務省令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

（行政庁への報告等）

第八条　金融機関は、六月を超えない範囲内で主務省令で定める期間ごとに、主務省令で定めるところにより、第四条から第六条までの規定に基づいてとった措置の詳細に関する事項として主務省令で定めるものを行政庁に報告しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の報告を受けたときは、当該報告に係る事項を内閣総理大臣その他の政令で定める大臣に通知するものとする。

3　内閣総理大臣は、おおむね六月に一回、第一項の報告及び前項の通知を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（検査及び監督におけるこの法律の趣旨の尊重）

第九条　行政庁は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）その他の政令で定める法律の規定による金融機関に対する検査及び監督の実施に当たり、中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図ることにより、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を期すとのこの法律の趣旨を十分に尊重するものとする。

（金融機関による対応措置の実施に係る政府の責務）

第十条　政府は、金融機関が業務の健全かつ適切な運営を確保しつつ、適切かつ円滑に第三条から第五条までの規定に基づく措置をとることができるよう、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）の適切な運用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（信用補完事業の充実のための措置等）

第十一条　政府は、中小企業者に対する金融機関の信用供与の円滑化を図るため、信用保証協会が行う中小企業者に関する信用補完事業の充実に係る財政上の措置を講ずるものとする。

2　政府は、信用保証協会における人的体制の整備その他中小企業者に関する信用補完事業の適切かつ円滑な実施のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十二条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

（行政庁等）

第十三条　この法律における行政庁は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　第二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる金融機関　内閣総理大臣

二　第二条第一項第四号及び第七号に掲げる金融機関　内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三　第二条第一項第八号、第十号及び第十二号に掲げる金融機関（都道府県の区域を超える区域又は都道府県の区域を地区とするものに限る。）、同項第九号、第十一号及び第十三号に掲げる金融機関（都道府県の区域を超える区域又は都道府県の区域を地区とするものに限る。）並びに同項第十四号に掲げる金融機関　内閣総理大臣及び農林水産大臣

四　第二条第一項第八号から第十三号までに掲げる金融機関（前号に掲げるものを除く。）　都道府県知事

2　この法律における主務省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める命令とする。

一　第二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる金融機関　内閣府令

二　第二条第一項第四号及び第七号に掲げる金融機関　内閣府令・厚生労働省令

三　第二条第一項第八号から第十四号までに掲げる金融機関　内閣府令・農林水産省令

（権限の委任等）

第十四条　内閣総理大臣は、この法律による権限を金融庁長官に委任する。

2　前項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの法律による農林水産大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、これを地方支分部局の長（金融庁長官に委任された権限にあっては、財務局長又は財務支局長）に委任することができる。